

令和 7 年度 第 2 回
加古川市地域公共交通活性化協議会

議 案 書

日時：令和 7 年 6 月 6 日（金） 午後 3 時頃

会場：SHOWA グループ市民会館 大会議室

会 議 次 第

1 開会

- ・ 会議の趣旨
- ・ 委員の紹介
- ・ 出席状況報告

2 議案

議案第 1 号 加古川市地域公共交通計画について

議案第 2 号 加古川市地域公共交通計画策定調査業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について

3 その他

4 閉会

議案第 1 号

加古川市地域公共交通計画について

加古川市地域公共交通計画について、委員の意見を求めます。

[協議資料]

加古川市地域公共交通計画について

令和 7 年 6 月 6 日

加古川市地域公共交通活性化協議会
会長 田端 和彦

加古川市地域公共交通計画について

1 計画策定の趣旨

加古川市地域公共交通計画は、本市の将来のまちづくりを見据えた、公共交通におけるマスタープランとなるものです。この計画に基づき、本市の取り組みが計画的に進められることで、限られた資源が有効に活用され、持続可能な公共交通網の形成が図られることを目的としています。

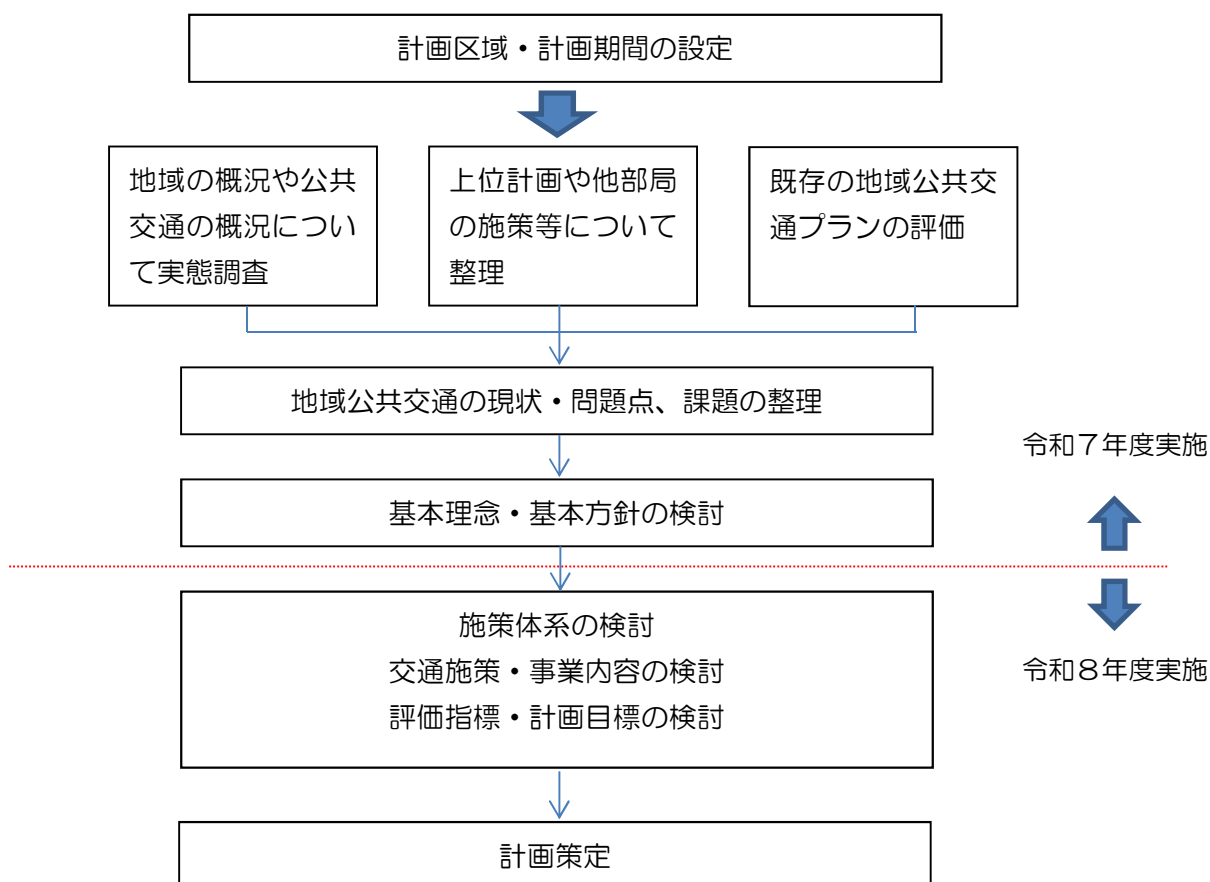
2 策定期間

令和9年3月

3 記載事項

- ①計画区域・計画期間
- ②地域公共交通の現状・課題
- ③基本理念・基本方針
- ④交通施策・事業内容
- ⑤評価指標・計画目標

4 策定手順



5 計画区域・計画期間について

加古川市域とする。ただし、近隣市町（高砂市・稲美町・播磨町・明石市）をはじめ、姫路市が中心となって進めている連携中枢都市圏など、周辺自治体と連携した広域交通についても検討を行う。

計画期間は10年とする。

6 基本理念・基本方針の検討

整理した地域の問題点や課題を踏まえ、基本理念及び基本方針を設定する。

7 施策体系等の検討

目標（本市のあるべき姿）を実現するための施策体系を整理し、必要となる交通施策及び評価指標等について検討する。

8 今後のスケジュール

令和7年度	
6月6日	第2回活性化協議会
9月頃	第3回活性化協議会 「地域公共交通の現状、問題点・課題の整理」 「アンケート案の検討」
12月頃	第4回活性化協議会 「アンケート結果等からの課題抽出」 「基本理念・基本方針の提案」
2月頃	第5回活性化協議会 「基本理念・基本方針の設定」 「目標実現のための施策等の提案」
令和8年度	
5月頃	第1回活性化協議会 「目標実現のための施策等の協議①」
8月頃	第2回活性化協議会 「目標実現のための施策等の協議②」
11月頃	第3回活性化協議会 「目標実現のための施策等の協議③」 「加古川市地域公共交通計画（案）の承認」
1月頃	住民等の意見反映（パブリックコメント等）
3月頃	第4回活性化協議会 「加古川市地域公共交通計画の承認」 加古川市地域公共交通計画策定・国への送付
令和9年度	
4月以降	計画に基づき事業実施

議案第 2 号

加古川市地域公共交通計画策定調査業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について

加古川市地域公共交通計画策定調査業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について、委員の意見を求めます。

[協議資料]

令和 7 年度加古川市地域公共交通計画策定調査業務公募型プロポーザル実施要領（案）

仕様書（案）

採点基準表（案）

加古川市地域公共交通計画策定調査業務プロポーザル選定委員会設置要領（案）

令和 7 年 6 月 6 日

加古川市地域公共交通活性化協議会
会長 田端 和彦

令和 7 年度
加古川市地域公共交通計画策定調査業務
公募型プロポーザル実施要領（案）

加古川市地域公共交通活性化協議会

1 趣旨

加古川市地域公共交通計画策定調査業務（以下「本業務」という。）は、加古川市の将来のまちづくりを見据えた持続可能な地域公共交通網の構築をめざして、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく「加古川市地域公共交通計画」を策定するにあたり、加古川市における交通の現状と課題の整理や、基本方針と目標を検討する目的で実施するものである。

なお、本業務の委託の実施にあたっては、価格のみではなく事業者に係る業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者（以下「契約候補者」という。）及び契約候補者の次に契約の相手方となる候補者（以下「次点者」といい、契約候補者及び次点者を「契約候補者等」という。）を選定するものとする。

2 業務の概要

（１）業 務 名：加古川市地域公共交通計画策定調査業務

（２）業務の目的：加古川市地域公共交通計画策定にあたり、加古川市の交通の現状と課題の整理及び計画の基本方針と目標を検討する。

（３）業 務 内 容：別添仕様書のとおり

ただし、契約時における仕様は、契約候補者等の提案内容に応じて変更することがある。

（４）履 行 期 間：契約締結日の翌日から令和８年３月３１日まで

3 提案限度額

１３，５００，０００円（消費税及び地方消費税を含む）

なお、提案限度額を超える提案については無効とする。

4 プロポーザルの型式

本業務は公募型プロポーザルにより契約候補者等を決定するものとする。

5 プロポーザル選定委員会の設置

契約候補者等の選定は、加古川市地域公共交通計画策定調査業務プロポーザル選定委員会設置要領に定める選定委員会が行うものとする。

6 契約候補者等決定までの流れ

（１）プロポーザルへの参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、指定期日までに加古川市地域公共交通活性化協議会（以下「活性化協議会」という。）に参加申込みをし、活性化協議会から参加資格を有すると認められた者（以下「参加者」という。）の通知を受けた場合に参加できるものとする。

（２）参加者は、指定期日までに活性化協議会に企画提案書等を提出したのち、契約候補者等の選定を受けるものとする。

- (3) 活性化協議会は、選定の結果、得点が上位1位となった者を「契約候補者」、上位2位となった者を「次点者」として選定し、まず契約候補者と期間を定めて企画提案の内容をもとに契約締結に向けて契約条件等について協議を行うものとする。
- (4) 上記(3)の期間内に活性化協議会と契約候補者との協議が整わない場合は、活性化協議会は次点者と協議を行うものとする。
- (5) 本業務の契約に係る日程については、「16 日程及び提出書類等」のとおりとする。

7 企画提案書の募集方法

企画提案書の募集については、本要領をもとに別途「募集要領」を定めて公表し、広く周知を図るものとする。なお、公表は、市ホームページへの掲載、事務局窓口への掲示等で行うものとする。

8 参加資格要件等

参加者は、次のすべての要件を満たさなければならない。

入札参加資格	加古川市財務規則（昭和44年規則第13号）第76条第1項に規定する入札参加資格者名簿に登載されていること。
入札参加 停止措置	プロポーザル参加表明書の提出日から契約締結日までの期間において、加古川市指名停止基準（平成6年告示第166号）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
業務実績	過去5年間に於いて、会社または担当者に本案件と同種及び同程度と認められる業務の履行実績があること。
経営の安定性	・手形交換所による取引停止処分を受けた者にあつては、当該処分の日から2年間を経過していること。 ・プロポーザル参加表明書の提出期限の日前6か月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出していないこと。 ・会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行っていない者。ただし、手続開始の決定後、国の一般競争入札参加資格の再認定を受けている場合は除く。
契約の相手方 としての適格性	加古川市契約からの暴力団排除に関する要綱（平成24年3月16日総務部長決定）に規定する暴力団等でないこと。
その他	その他公平な競争の妨げになる行為、事実等がないこと。

9 参加申込・資格審査

(1) 参加申込

参加希望者は、プロポーザル参加表明書（様式1）に必要事項を記入・代表者印

(契約権限の委任を受けている場合は支店代表者等の印。以下同じ。)を押印のうえ、関係書類を添えて次のとおり事務局に提出すること。

- ① 関係書類：会社概要票（様式2）、業務実績調書（様式3）、会社概要（パンフレットなど様式は任意）
- ② 提出先：加古川市地域公共交通活性化協議会事務局
(加古川市役所新館5階 都市計画部都市計画課)
〒675-8501 加古川市加古川町北在家2000番地
- ③ 提出方法：都市計画課窓口へ持参するか、郵送とする。
(電子メールでの提出は不可)
- ④ 提出期限：令和7年6月25日（水）17時 必着

(2) 資格審査

活性化協議会は、受け付けたプロポーザル参加表明書等により、参加表明者が資格要件を満たしているかについて審査し、参加資格確認の結果について、参加資格審査結果通知書兼企画提案書等提出依頼書（様式4）又は参加資格審査結果通知書（様式5）により、6月27日（金）までに参加希望者に発送するものとする。

参加資格審査結果通知書を受領した者は、この決定について、通知日の翌日から起算して5日以内に、活性化協議会に説明を求めることができるものとする。

(3) 参加を辞退する場合

参加表明者が参加を辞退する場合には、プロポーザル参加辞退書（様式6）に必要事項を記入、代表者印を押印のうえ、企画提案書提出締切日までに事務局に提出するものとする。

10 質疑・回答

- (1) 説明会は開催しない。
 - (2) 質問がある場合は、質問書（様式7）を作成のうえ、令和7年7月3日（木）12時までに、電子メールにより事務局に送信すること。メールの件名は「加古川市地域公共交通計画策定調査業務委託に係るプロポーザルの問い合わせについて（会社名）」とすること。
 - (3) 質疑に対する回答は、質問回答書（様式8）により、参加者全員に電子メールで、令和7年7月8日（火）までに回答する。
- ※参加資格要件を満たさないことが明らかな質問者からの質疑については、活性化協議会は回答しないことができるものとする。

11 企画提案について

(1) 企画提案書等の提出

参加者は、募集要領及び仕様書等に基づき、考えうる最適な方策を企画提案書等により提案するものとする。企画提案は1社につき1件とし、以下の書類を提出することとする。なお、企画提案書等に記載された内容については、見積書の金額に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。

- ① 企画提案書等提出届（様式9）及び様式9別紙1～3

② 企画提案書【様式任意（A4判）・5枚】

※企画提案書は仕様書を熟読のうえ、以下の構成で作成すること。

- ・概要（1枚）
- ・加古川市における交通の現状と課題の整理について（2枚）
- ・地域公共交通計画の基本方針の検討について（2枚）

③ 業務工程表

④ 見積書及び見積内訳書

なお、見積書には、履行期間内に本業務内容を実施するための費用を提案限度額の範囲内で作成する（様式は任意。代表者職氏名を記載し、押印のこと）。金額は消費税等込みの金額を記入すること。

（2）提出部数：正本 1部、副本 7部

（3）提出の期限、方法及び場所

① 提出期限：令和7年7月15日（火）17時必着

② 提出先：加古川市地域公共交通活性化協議会事務局

（加古川市役所新館5階 都市計画部都市計画課）

〒675-8501 加古川市加古川町北在家2000番地

③ 提出方法：都市計画課窓口へ持参するか、書留郵便とする。

（電子メールでの提出は不可）

※ 提出期限を過ぎた企画提案書等は受け付けない。

※ 書留郵便による提出の場合、提出期限までに活性化協議会に到着しなかったものは受け付けない。

（4）企画提案書に対する質問

企画提案書等の内容について、活性化協議会が参加者に問い合わせを行った場合、参加者は速やかに回答するものとする。

12 プレゼンテーション審査

（1）審査方法

選定委員会による、プレゼンテーション審査とする。

（2）実施日

令和7年7月22日（火）※予定

詳細については、参加資格審査結果通知書送付時に通知する。

（3）実施場所

加古川市役所内 ※予定

詳細については、参加資格審査結果通知書送付時に通知する。

（4）プレゼンテーションの時間

各事業者 30分程度（プレゼンテーション 15分以内、質疑応答 15分程度）とする。また、参加状況により時間配分を変更する場合がある。

（5）プレゼンテーションの方法

プレゼンテーションでは、企画提案書等の他、パワーポイント等の使用を認める。なお、パワーポイント使用に際し、プロジェクター及びスクリーンは事務局

で用意するが、P C 及び接続機器等は各自で準備する。

13 契約候補者等の選定

契約候補者及び次点者の選定については、企画提案書等及びプレゼンテーションの内容を審査し、別紙採点基準表により決定する。なお、合計点が同じ場合は、委員長及び委員の多数決で決定し、可否同数のときは、委員長が決定する。

14 選定結果の通知

(1) 契約候補者等に対して、以下のとおり通知する。

ア 契約候補者への通知

「プロポーザル選定委員会審査結果について」(様式 10)により通知する。

イ 次点者への通知

「プロポーザル選定委員会審査結果について」(様式 11)により通知する。

ウ 上記ア及びイ以外の者への通知

「プロポーザル選定委員会審査結果について」(様式 12)により通知する。

(2) 上記(1)の通知は、審査終了後、7日以内に通知する。

(3) 契約候補者に選定された者以外の者は、その理由について、通知日の翌日から起算して5日以内(土日祝日を除く。)に、書面をもって活性化協議会に説明を求めることができるものとする。

15 契約締結に向けての協議

(1) 仕様等の確定について

契約締結に向けて、契約候補者と協議を行うが、契約候補者の選定をもって契約候補者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものではない。

協議において、必要な範囲内で企画提案書の項目の追加・変更及び削除を行ったうえで本契約の仕様に反映させることができる。次点者においても同様とする。

(2) 契約金額について

契約金額は原則として、企画提案時に提出した見積額を超えないこととする。

ただし、協議時に企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合はこの限りではない。

(3) 契約書について

契約書は、活性化協議会が用意したものを使用する。

16 日程及び提出書類等(予定)

事務等の名称	日程・締切	提出書類等	
募集開始	令和7年6月11日(水)頃	—	—
参加申込	令和7年6月25日(水) 17時まで(必着)	様式1～様式3 必要書類	参加希望者⇒ 活性化協議会

参加資格審査 結果の通知	令和7年6月27日（金） までに発送	様式4又は様式5	活性化協議会 ⇒参加希望者
質問受付	令和7年6月27日（金） から令和7年7月3日（木）12 時まで	様式7	参加者⇒ 活性化協議会
質問に対する 回答	令和7年7月8日（火） までにメールで回答	様式8	活性化協議会 ⇒参加者全員
企画提案書提出	令和7年7月15日（火） 17時まで（必着）	様式9 企画提案書 見積書	正本1部 副本7部 参加者⇒ 活性化協議会
プレゼンテー ション審査	令和7年7月22日（火）頃	—	—
審査選定結果 の通知	令和7年7月29日（火） までに発送	様式10～様式12	活性化協議会 ⇒参加者
契約候補者との 協議	令和7年8月1日（金） まで	—	—
次点者との協議	令和7年8月5日（火） まで ※1	—	—
契約締結日 （予定）	令和7年8月8日（金）※2	（契約書）	—
業務の履行開始	契約締結日の翌日	—	—

※1 契約候補者との協議が整った場合は、活性化協議会は速やかに次点者にその旨および次点者との協議を行わないことを通知する。

※2 契約締結日は、契約候補者との協議が整い次第、速やかに締結するため、令和7年8月8日以前となる可能性がある。

17 情報公開

選定過程や評価結果については、加古川市情報公開条例の規定に準じて対応する。

18 その他

（1）参加希望者及び参加者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 提出書類の提出期限を過ぎた場合
- ② 募集要領に定める事項に違反した場合
- ③ 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合
- ④ 募集要領に定める方法以外で活性化協議会事務局職員、選定委員等に対して本案件について接触をはかり、接触した事実が認められた場合
- ⑤ その他公平な競争の妨げになる行為・事実があったと活性化協議会が判断した

場合

- (2) 企画提案に要する費用はすべて参加者の負担とする。
- (3) プロポーザルの過程で得た情報等は活性化協議会に帰属し、活性化協議会は調査手段等を含め公開・配付できるものとし（個人情報および企画提案書の内容を除く）、参加希望者はこのことに同意のうえ参加申込をすることとする。
- (4) 契約の相手方となった場合、業務実績として活性化協議会の名前を挙げることは可能であるが、仕様書の公開等業務内容の詳細については活性化協議会の許可なく開示できないこととする。
- (5) 提出された企画提案書等は返却せず活性化協議会の所有物として組織内で複写・配付を行う場合がある。
- (6) 地域公共交通計画の策定にあたっては、令和7年度・令和8年度の2箇年での作業を予定しており、本契約期間の受託者による実績が良好である場合、双方協議の上、次年度以降、別途契約を締結する可能性があります。
- (7) 本要領に定めのない事項については競争性、公平性を考慮のうえ、適宜活性化協議会が判断するものとする。

19 問い合わせ先

加古川市地域公共交通活性化協議会

事務局：加古川市都市計画部都市計画課 担当：関、松岡

電 話：079-427-9732（直通）

FAX：079-422-8192

E-mail：tokei@city.kakogawa.lg.jp

20 施行期間

本要領は、「令和7年（決裁日）」から施行し、選定委員会が契約候補者等と契約を締結したことをもって廃止する。

【様式1】

令和 年 月 日

加古川市地域公共交通活性化協議会
会長 様

所 在 地
商号又は名称
職 ・ 氏 名

プロポーザル参加表明書

当社は、次の業務のプロポーザルについて、企画提案者に求められる参加資格要件を満たしていることを確約し、関係書類を添えて参加を表明します。

業 務 名： 加古川市地域公共交通計画策定調査業務

添付書類

- 1 会社概要票 (様式2)
- 2 業務実績調書 (様式3)
- 3 会社概要 (パンフレットなど任意)

〔連絡先〕 部署
担当者
電話
FAX
E-mail

【様式2】

会 社 概 要 票

所 在 地	
商号又は名称	
代表者職氏名	
会社設立年月	
資 本 金	
事 業 所 数	
社 員 数	
許可、資格等	
事 業 概 要	

※ 当該年度の4月1日現在で記入してください。

加古川市内に支店又は営業所等がある。	☐ ある ☐ ない (ある場合はその所在地)
兵庫県内(加古川市を除く)に支店又は営業所等がある。	☐ ある ☐ ない (ある場合はその所在地)

※ 本調書提出時の状況を記入してください。

【様式3】

業 務 実 績 調 書

地方公共団体における交通計画策定業務 受注実績

年度	発 注 者	業 務 名	業 務 内 容	契約金額 (税込み)

※過去5年間（令和2年度以降）の実績を記入してください。

※加古川市からの受注実績があれば優先して記入してください。

【様式4】

令和 年 月 日

様

加古川市地域公共交通活性化協議会
会長

参加資格審査結果通知書兼企画提案書等提出依頼書

参加表明のありました次の業務のプロポーザルについて、参加資格要件を満たしていると認めますので、募集要領に基づき、下記の提出依頼書類を提出期限までに提出してください。

業 務 名： 加古川市地域公共交通計画策定調査業務

記

- | | | |
|----------|---|---|
| 1 提出依頼書類 | (1) 企画提案書等提出届
(2) 業務実施体制調書
(3) 管理責任者調書
(4) 担当者調書
(5) 企画提案書
(6) 業務工程表
(7) 見積書及び見積内訳書 | (様式9) ※表紙
(様式9別紙1)
(様式9別紙2)
(様式9別紙3)
(任意様式)
(任意様式)
(任意様式) |
| 2 提出部数 | 正本1部、副本7部 | |
| 3 提出期限 | 令和 年 月 日 () | |
| 4 提出方法 | 持参または書留郵便によること | |

〔連絡先〕 加古川市地域公共交通活性化協議会
事務局 加古川市都市計画部都市計画課
担当者 関、松岡
電 話 079-427-9732
F A X 079-422-8192
E-mail tokei@city.kakogawa.lg.jp

【様式5】

令和 年 月 日

様

加古川市地域公共交通活性化協議会
会長

参加資格審査結果通知書

参加表明のありました次の業務のプロポーザルについて、参加資格審査結果を下記のとおり通知します。

業 務 名：加古川市地域公共交通計画策定調査業務

記

1 審査結果

募集要領に定める参加資格要件を満たしていないため、プロポーザルの参加は認められません。

上記の結果について、説明を希望される場合は、通知日の翌日から起算して5日以内（土日祝日を除く。）に、その旨を記載した書面を連絡先に提出してください。

〔連絡先〕 加古川市地域公共交通活性化協議会
事務局 加古川市都市計画部都市計画課
担当者 関、松岡
電 話 079-427-9732
F A X 079-422-8192
E-mail tokei@city.kakogawa.lg.jp

【様式 6】

令和 年 月 日

加古川市地域公共交通活性化協議会
会長 様

所 在 地
商号又は名称
職 ・ 氏 名

プロポーザル参加辞退書

次の業務のプロポーザルへの参加について、辞退します。

- 1 業 務 名：加古川市地域公共交通計画策定調査業務
- 2 辞退理由

〔連絡先〕 部署
担当者
電話
FAX
E-mail

【様式 7】

令和 年 月 日

加古川市地域公共交通活性化協議会事務局 御中

質 問 書

業 務 名：加古川市地域公共交通計画策定調査業務

項 目	質 問 内 容

※ 記入欄が不足するときは、複写して作成してください。

〔質問者〕

商号又は名称	
部 署	
担 当 者	
電 話	

【様式 8】

令和 年 月 日

質 問 回 答 書

業 務 名：加古川市地域公共交通計画策定調査業務

質 問 内 容	回 答

【様式 9】

令和 年 月 日

加古川市地域公共交通活性化協議会

会長 様

所 在 地

商号又は名称

職 ・ 氏 名

企画提案書等提出届

当社は、次の業務のプロポーザルについて、下記の書類を提出します。

業務名：加古川市地域公共交通計画策定調査業務

記

1 提出書類

- | | |
|--------------------|-------------|
| (1) 業務実施体制調書 | (様式 9 別紙 1) |
| (2) 管理責任者調書 | (様式 9 別紙 2) |
| (3) 担当者調書 | (様式 9 別紙 3) |
| (4) 企画提案書 | (任意様式) |
| (5) 業務工程表 | (任意様式) |
| (6) 見積書及び見積内訳書 | (任意様式) |
| (7) その他提案にかかる説明資料等 | (任意様式) |

2 提出部数

正本 1 部

副本 7 部

〔連絡先〕 部署
担当者
電話
FAX
E-mail

【様式 9 別紙 1】

業務実施体制調書

管理責任者

氏 名		担当する業務内容
年 齢	歳	
所 属		
役 職		
実務経験年数	年	
契約期間中の当該業務の専任時間 (1 日の勤務時間×専任率×日数)	時間	

担当者 1

氏 名		担当する業務内容
年 齢	歳	
所 属		
役 職		
実務経験年数	年	
契約期間中の当該業務の専任時間 (1 日の勤務時間×専任率×日数)	時間	

担当者 2

氏 名		担当する業務内容
年 齢	歳	
所 属		
役 職		
実務経験年数	年	
契約期間中の当該業務の専任時間 (1 日の勤務時間×専任率×日数)	時間	

※ 1 担当者が 1 名しかいない場合は 1 名のみ記入し、「担当者 2」の氏名欄は「なし」と記入してください。

※ 2 本調書提出時点での内容を記載してください。

※ 3 用紙が不足するときは、複写して作成してください。

【様式 9 別紙 2】

管理責任者調書

※ 本調書の提出時点での内容を記入してください。

氏名		年齢	歳	経験年数	年
----	--	----	---	------	---

保有資格

名 称	部 門	取得年月日	備 考

同一（同種）業務の管理責任者としての担当実績（他自治体での公共交通計画策定調査等）

年度	発注者	業務名	業務内容	契約金額（税込み）

類似業務の管理責任者としての担当実績（加古川市及び他自治体でのその他計画策定調査等）

年度	発注者	業務名	業務内容	契約金額（税込み）

※ 加古川市からの受注業務を優先して記入してください。

【様式 9 別紙 3】

担当者調書

※ 本調書の提出時点での内容を記入してください。

※ 配置予定の担当者 1 名につき 1 枚記入してください。

氏名		年齢	歳	経験年数	年
----	--	----	---	------	---

保有資格

名 称	部 門	取得年月日	備 考

同一（同種）業務の担当実績（他自治体での公共交通計画策定調査等）

年度	発注者	業務名	業務内容	契約金額（税込み）

類似業務の担当実績（加古川市及び他自治体でのその他計画策定調査等）

年度	発注者	業務名	業務内容	契約金額（税込み）

※ 加古川市からの受注業務を優先して記入してください。

令和 年 月 日

様

加古川市地域公共交通活性化協議会
会長

プロポーザル選定委員会審査結果について（通知）

次の業務のプロポーザルについて、審査結果を下記のとおり通知します。

業 務 名： 加古川市地域公共交通計画策定調査業務

記

審査結果 契約候補者に選定する

契約の手続き等につきましては、別途連絡します。

〔連絡先〕 加古川市地域公共交通活性化協議会
事務局 加古川市都市計画部都市計画課
担当者 関、松岡
電 話 079-427-9732
F A X 079-422-8192
E-mail tokei@city.kakogawa.lg.jp

【様式 11】

令和 年 月 日

様

加古川市地域公共交通活性化協議会
会長

プロポーザル選定委員会審査結果について（通知）

次の業務のプロポーザルについて、審査結果を下記のとおり通知します。

業 務 名： 加古川市地域公共交通計画策定調査業務

記

審査結果 次点者に選定する

上記の審査結果について、説明を希望される場合は、通知日の翌日から起算して5日以内（土日祝日を除く。）に、その旨を記載した書面を連絡先に提出してください。

〔連絡先〕 加古川市地域公共交通活性化協議会
事務局 加古川市都市計画部都市計画課
担当者 関、松岡
電 話 079-427-9732
F A X 079-422-8192
E-mail tokei@city.kakogawa.lg.jp

【様式 12】

令和 年 月 日

様

加古川市地域公共交通活性化協議会
会長

プロポーザル選定委員会審査結果について（通知）

次の業務のプロポーザルについて、審査結果を下記のとおり通知します。

業 務 名： 加古川市地域公共交通計画策定調査業務

記

審査結果 選定しない

（理由）

プロポーザル選定委員会において、企画提案書等の内容を審査、採点した結果、高い評価を得た他の企画提案者を選定したため。

上記の審査結果について、説明を希望される場合は、通知日の翌日から起算して5日以内（土日祝日を除く。）に、その旨を記載した書面を連絡先に提出してください。

〔連絡先〕 加古川市地域公共交通活性化協議会
事務局 加古川市都市計画部都市計画課
担当者 関、松岡
電 話 079-427-9732
F A X 079-422-8192
E-mail tokei@city.kakogawa.lg.jp

加古川市地域公共交通計画策定調査業務プロポーザル 採点基準表

(合計100点満点)

1 企画提案の評価 (60点)

	評価項目	評価の視点	配点基準		配点	得点
1	提案内容の全体的な評価	【企画提案書等】 ・提案内容がわかりやすく、整合性がとれているか。 ・業務に対する理解が十分で、仕様書の内容を反映しているか。	特に優れている	20	20	
			優れている	15		
			普通	10		
			やや劣っている	5		
			劣っている	0		
2	提案内容の専門性・独自性	【企画提案書等】 ・専門的なノウハウを活かした内容であるか。 ・提案内容が、加古川市の地域性に適合しているか。 ・仕様書の内容以外で、独自性・専門性など特筆すべき提案があるか。	特に優れている	30	30	
			優れている	24		
			普通	15		
			やや劣っている	9		
			劣っている	0		
3	スケジュール	【業務工程表】 ・提案内容のスケジュールは適切であるか。	大変適切である	10	10	
			適切である	8		
			普通	5		
			やや劣っている	3		
			劣っている	0		

2 企業の評価 (30点)

	評価項目	評価の視点	配点基準		配点	得点
1	企業の実績	【業務実績調書】 ・類似業務を多数受託し、豊富な実績と経験があるか。	特に優れている	10	10	
			優れている	8		
			普通	5		
			やや劣っている	3		
			劣っている	0		
2	業務の実施体制	【業務実施体制調書】 【管理責任者調書】 【担当者調書】 ・豊富な経歴と専門性を有しているスタッフを十分に配備しているか。	特に優れている	20	20	
			優れている	15		
			普通	10		
			やや劣っている	5		
			劣っている	0		

3 見積額の評価 (10点)

	評価項目	評価の視点	配点基準	配点	得点
1	コスト削減努力	【見積書】 (最低見積額÷応募者の見積額)の比率	比率に応じて配点 (小数点以下切捨)	10	

加古川市地域公共交通計画策定調査業務委託 仕様書

本仕様書は、「加古川市地域公共交通計画策定調査業務」（以下「本業務」という。）に適用するものとする。

1 目的

本業務は、「加古川市地域公共交通プラン（地域公共交通網形成計画）」の計画期間（平成 29 年度から令和 8 年度まで）が満了することを踏まえ、現行計画に位置付けられた事業の成果等を分析した総括的な事後評価と次期地域公共交通計画の策定に向けた基礎調査を実施し、加古川市の現状と課題の整理や、令和 9 年度を初年度とする地域公共交通計画の方向性を検討する目的で実施するものである。

2 履行期間

契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日まで

3 業務内容

(1) 加古川市における交通の現状と課題の整理

① 交通関連データの収集・整理

人口や高齢化率の推移、鉄道・路線バス・タクシー・コミュニティ交通等の利用者数の経年変化や地域別の利用状況など統計データを整理する。

② アンケート調査の企画・実施

統計データや既存調査データだけでは把握できない詳細な交通現状を把握するため、アンケート調査の企画・実施・回収・集計を行う。

※アンケート調査内容について提案すること。

③ 人の動きの把握

②のアンケート調査結果に加えて、令和 3 年近畿圏パーソントリップ調査結果を用いて、利用交通手段別 OD 流動等を集計することで市内の人の動きを把握し、地域公共交通検討のための基礎資料とする。

④ 公共交通をとりまく課題の抽出

以上の整理・集計した内容を受けて、現行計画以降の社会潮流の変化も踏まえて加古川市の交通特性や公共交通に関する課題を分析し、公共交通の現状と課題を整理する。

(2) 地域公共交通計画の基本方針の検討

① 既存バス路線の評価

加古川市が行政補助をしている路線バス、かこバス、かこバスミニ、上荘くるりん号、

チョイソコかこがわに加え、補助していない路線バスも評価対象とし、系統単位で評価を実施する。また、路線バスの停留所及びルート情報について GIS で整理し、Shape 形式のデータを作成すること。GIS エンジンには ArcGIS Pro（ESRI 社）と連携できるようにすること。

② 公共交通を必要としている人の移動の把握

望ましい地域公共交通のあり方を検討するにあたり、公共交通需要を把握するため、アンケート調査結果及び令和 3 年近畿圏パーソントリップ調査結果等を用いて、公共交通を必要としている人を抽出した上で、様々な属性における人の流動を分析する。

③ 地域公共交通計画の基本理念・基本方針の検討

加古川市における公共交通の現状と課題や既存バス路線の評価結果及び公共交通を必要としている人の移動状況から、移動需要や課題を把握するとともに、他の関連計画との整合やまちづくりの観点も踏まえて、加古川市の公共交通の将来像や基本理念・基本方針を検討する。

(3) 地域公共交通活性化協議会（以下「活性化協議会」という。）の支援

会議（3 回を予定）の開催に係る資料及び会議録を作成するとともに、必要に応じて活性化協議会と会議の事前調整を行う。なお、委員報償費、旅費は本業務に含まない。

(4) 報告書の作成

上記で検討した内容を整理し、報告書を作成する。

(5) 打合せ協議

打合せ協議は、業務着手時、中間時、成果品納品時の計 3 回程度とし、業務着手時及び成果品納品時には、管理責任者が立ち会うものとする。なお、業務の進捗報告は適宜行うものとする。

4 届出等

受託者は、業務の着手及び完了に際し、次の書類を提出し承認を受けること。

- (1) 業務着手届
- (2) 業務計画書
- (3) 業務工程表
- (4) 管理責任者及び担当者届
- (5) 管理責任者経歴書及び担当者経歴書
- (6) 業務完了届
- (7) その他活性化協議会が指示する書類

5 成果品

- | | |
|------------------|-----|
| (1) 報告書 | 3 部 |
| (2) アンケート調査・分析結果 | 3 部 |

(3) 上記各成果品のデジタルデータ 一式

(4) 業務に係る収集データや集計データ等のデジタルデータ 一式

※なお、電子データは原則、Windows Microsoft office Word、Excel または PowerPoint 形式とするが、(2)①で GIS を使用して作成したデータは Shape 形式とする。

6 検査

受託者は業務完了後、活性化協議会の検査を受けるものとする。

本業務は、検査の合格を持って完了とするが、納品後、成果品の記入事項の脱漏、不備または錯誤が発見された場合は、受託者は責任をもって速やかに訂正するものとする。

7 業務履行にあたっての留意事項

(1) 受託者は、活性化協議会との連絡を密にし、十分な協議のうえ効率的に本業務を進められるよう留意すること。

(2) 本業務の履行にあたり疑義が生じた場合は、その都度活性化協議会と協議し、指示に従うものとする。

(3) 成果品及び作業工程における書類等に対する一切の権利は、全て活性化協議会に帰属する。また、これら成果品等の第三者への提供や内容の記載については、活性化協議会の承諾を必要とする。

(4) 加古川市及び活性化協議会が貸与する資料は、業務終了後速やかに返却すること。

(5) 受託者は、本業務の履行に際し、関係法令・規則・指針・要領等を遵守すること。

(6) 受託者は、業務により知り得た情報について守秘義務を負うこと。

(7) 委託料は、業務完了後に支払うものとする。

以 上

加古川市地域公共交通計画策定調査業務プロポーザル選定委員会設置要領（案）

（目的及び設置）

第1条 加古川市地域公共交通計画策定調査業務において、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者（以下「契約候補者」という。）及び契約候補者の次に契約の相手方となる候補者（以下「次点者」という。）を選定するため、加古川市地域公共交通計画策定調査業務プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 選定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 実施要領の確認に関すること。
- (2) 資格審査に関すること。
- (3) 契約候補者及び次点者（以下「契約候補者等」という。）の選定に関すること。
- (4) その他契約候補者等の選定に必要な事項

（組織）

第3条 選定委員会は、委員長1名及び委員4名をもって組織する。

2 委員長は、加古川市地域公共交通活性化協議会（以下「活性化協議会」という。）会長とする。

- (1) 委員長は、選定委員会を代表し、選定委員会の事務を総理する。
- (2) 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、次項に掲げる者のうち、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

3 委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 活性化協議会副会長
- (2) 活性化協議会委員のうちから、活性化協議会会長が指名した者2名
- (3) 活性化協議会事務局長

（会議）

第4条 選定委員会の会議は、委員長が招集する。

2 選定委員会は、委員長及び委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

（選定方法）

第5条 企画提案書の内容、実施体制等を書類審査し、契約候補者等を選定する。

2 契約候補者等の選定は、委員長及び委員の採点の合計点により決定する。

3 合計点が同じ場合は、委員長及び委員の多数決により決定し、可否同数のときは委員長が決定する。

(庶務)

第6条 選定委員会の庶務は、活性化協議会事務局(加古川市都市計画部都市計画課)において処理する。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和7年 月 日から施行する。

(失効)

2 この要領は、選定委員会が契約候補者等と契約を締結した日限り、その効力を失う。